

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧					新						
(用語の定義) 第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。					(用語の定義) 第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。						
用語		意味			用語		意味				
1～60 (略)		(略)			1～60 (略)		(略)				
61 基地局回線		当社の通信用建物に設置するPHS接続装置又は当社が指定する加入者交換機と活用型PHS事業者の設置する無線接続装置又は活用型PHS事業者の設置する伝送装置（当社の通信路設定伝送機能等に係る区間及び活用型PHS事業者の設備に係る区間を経由して無線接続装置に接続する場合があります。）との間に設置される端末回線			61 基地局回線		当社の通信用建物に設置するPHS接続装置又は当社が指定する加入者交換機とPHS事業者の設置する無線接続装置又はPHS事業者の設置する伝送装置（当社の通信路設定伝送機能等に係る区間及びPHS事業者の設備に係る区間を経由して無線接続装置に接続する場合があります。）との間に設置される端末回線				
料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 2 料金額 2-1 端末回線伝送機能 2-1-1 基本額 2-1-1-1 基本料					料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 2 料金額 2-1 端末回線伝送機能 2-1-1 基本額 2-1-1-1 基本料						
区分		単位	料金額	備考	区分		単位	料金額	備考		
(1) PHS基地局回線機能	基地局回線により接続する機能	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごと	1,685円	活用型PHS事業者に適用します。	(1) PHS基地局回線機能	基地局回線により接続する機能	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごと	1,685円	PHS事業者に適用します。
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごと	1,685円				イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごと	1,685円	
2-1-1-2～2-10-2 (略)					2-1-1-2～2-10-2 (略)						
2-1-1 その他の機能					2-1-1 その他の機能						
区分		単位	料金額	備考	区分		単位	料金額	備考		
(1)～(13) (略)		(略)	(略)	(略)	(1)～(13) (略)		(略)	(略)	(略)		
(14) PHS基地局回線管理機能	協定事業者の基地局回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	60円	活用型PHS事業者に適用します。	(14) PHS基地局回線管理機能	協定事業者の基地局回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	60円	PHS事業者に適用します。		

第2 手続費  
2 手続費の額  
2-1 手続費

区 分			単 位	手続費の額	備 考
(1) (略)			(略)	(略)	(略)
(2) 料金回収 手続費	別表2(接続形態)第2表において協定事業者が利用者料金設定事業者となる接続形態の場合であって、同別表第3表において当社が利用者料金請求事業者となるときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	ア (略)	(略)	(略)	(略)
		イ 当社の公衆電話から発信する場合(その料金の支払いを要する者が公衆電話の利用者となる場合に限り ます。)	(7)月額	当社が回収する利用者料金額の14.0%に相当する額	携帯・自動車電話事業者、 <u>活</u> 用型PHS事業者、PHS接続地域事業者又は特定中継事業者に適用します。
			(イ) (略)	(略)	(略)

別表2 接続形態  
2 利用者料金設定、請求事業者等  
○ 利用者料金設定事業者の別

番号	利用者料金設定事業者
C1の13	(7)(イ)以外の区間：端末系事業者 (イ)発信事業者欄： <u>活</u> 用型PHS事業者
G1	<u>活</u> 用型PHS事業者
G1の2	(7)(イ)以外の区間： <u>活</u> 用型PHS事業者 (イ)着信事業者欄：当社
G1の3	(7)(イ)以外の区間： <u>活</u> 用型PHS事業者 (イ)着信事業者欄：特定端末系事業者
G1の4	(7)(イ)以外の区間： <u>活</u> 用型PHS事業者 (イ)着信事業者欄：端末系事業者
G1の5	(7)(イ)以外の区間： <u>活</u> 用型PHS事業者 (イ)着信事業者欄：中継事業者
G1の6	(7)(イ)以外の区間： <u>活</u> 用型PHS事業者 (イ)着信事業者欄：中継事業者(着側から1社目の中継事業者)
G1の7	(7)(イ)以外の区間： <u>活</u> 用型PHS事業者 (イ)着信事業者欄：中継事業者(着側から2社目の中継事業者)
G1の8	(7)(イ)以外の区間： <u>活</u> 用型PHS事業者

第2 手続費  
2 手続費の額  
2-1 手続費

区 分			単 位	手続費の額	備 考
(1) (略)			(略)	(略)	(略)
(2) 料金回収 手続費	別表2(接続形態)第2表において協定事業者が利用者料金設定事業者となる接続形態の場合であって、同別表第3表において当社が利用者料金請求事業者となるときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	ア (略)	(略)	(略)	(略)
		イ 当社の公衆電話から発信する場合(その料金の支払いを要する者が公衆電話の利用者となる場合に限り ます。)	(7)月額	当社が回収する利用者料金額の14.0%に相当する額	携帯・自動車電話事業者、 <u>P</u> HS事業者又は特定中継事業者に適用します。
			(イ) (略)	(略)	(略)

別表2 接続形態  
2 利用者料金設定、請求事業者等  
○ 利用者料金設定事業者の別

番号	利用者料金設定事業者
C1の13	(7)(イ)以外の区間：端末系事業者 (イ)発信事業者欄： <u>P</u> HS事業者
G1	<u>P</u> HS事業者
G1の2	(7)(イ)以外の区間： <u>P</u> HS事業者 (イ)着信事業者欄：当社
G1の3	(7)(イ)以外の区間： <u>P</u> HS事業者 (イ)着信事業者欄：特定端末系事業者
G1の4	(7)(イ)以外の区間： <u>P</u> HS事業者 (イ)着信事業者欄：端末系事業者
G1の5	(7)(イ)以外の区間： <u>P</u> HS事業者 (イ)着信事業者欄：中継事業者
G1の6	(7)(イ)以外の区間： <u>P</u> HS事業者 (イ)着信事業者欄：中継事業者(着側から1社目の中継事業者)
G1の7	(7)(イ)以外の区間： <u>P</u> HS事業者 (イ)着信事業者欄：中継事業者(着側から2社目の中継事業者)
G1の8	(7)(イ)以外の区間： <u>P</u> HS事業者

	(イ)着信事業者欄：無線呼出し事業者
G1の9	(7)(イ)以外の区間：活用型PHS事業者 (イ)着信事業者欄：旧第2種電気通信事業者
G1の9 -2	(7)(イ)以外の区間：活用型PHS事業者 (イ)着信事業者欄：2-2表による
G1の10	(7)(イ)以外の区間：活用型PHS事業者 (イ)発信事業者欄：中継事業者
G1の11	(7)(イ)以外の区間：活用型PHS事業者 (イ)発信事業者欄：中継事業者(発側から1社目の中継事業者)
G1の12	(7)(イ)以外の区間：活用型PHS事業者 (イ)区間C：特定中継事業者
G1の13	(7)(イ)以外の区間：活用型PHS事業者 (イ)区間D：特定中継事業者
G2	活用型PHS事業者(発信事業者)

	(イ)着信事業者欄：無線呼出し事業者
G1の9	(7)(イ)以外の区間：PHS事業者 (イ)着信事業者欄：旧第2種電気通信事業者
G1の9 -2	(7)(イ)以外の区間：PHS事業者 (イ)着信事業者欄：2-2表による
G1の10	(7)(イ)以外の区間：PHS事業者 (イ)発信事業者欄：中継事業者
G1の11	(7)(イ)以外の区間：PHS事業者 (イ)発信事業者欄：中継事業者(発側から1社目の中継事業者)
G1の12	(7)(イ)以外の区間：PHS事業者 (イ)区間C：特定中継事業者
G1の13	(7)(イ)以外の区間：PHS事業者 (イ)区間D：特定中継事業者
G2	PHS事業者(発信事業者)

附 則（平成24年10月31日西設相制第53号）  
この改正規定は、平成24年10月31日から実施します。

電気通信事業法第33条第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧		新	
別表2 接続形態 1 適用		別表2 接続形態 1 適用	
区分	内容	区分	内容
(1)～(2) (略)	(略)	(1)～(2) (略)	(略)
(3) 表の適用	<p>本表においては、接続形態を次の各号により規定します。</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ 第1欄及び本欄アの規定にかかわらず、本表の第1表において、「発信事業者欄」又は「着信事業者欄」に「<u>活用型PHS事業者</u>」と記述がある場合には、「発信事業者」欄に記載された<u>活用型PHS事業者</u>から当社の通信路設定伝送機能等に係る区間及び<u>活用型PHS事業者</u>の設備に係る区間を経由して經由事業者若しくは着信事業者に接続する場合又は<u>活用型PHS事業者</u>の設備に係る区間及び当社の通信路設定伝送機能等に係る区間を経由して「<u>着信事業者</u>」欄に記載された<u>活用型PHS事業者</u>に着信する場合があります。</p> <p>ク (略)</p> <p>ケ 第1欄及び本欄アの規定にかかわらず、本欄の第1表において、「<u>発信事業者欄</u>」又は「<u>着信事業者欄</u>」に「<u>活用型PHS事業者</u>」と記載されている場合であって、「<u>經由事業者欄</u>」に「<u>中継事業者及び当社等</u>」と記載されているときは、<u>当社等</u>を経由せずに接続することがあります。</p>	<p>本表においては、接続形態を次の各号により規定します。</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ 第1欄及び本欄アの規定にかかわらず、本表の第1表において、「発信事業者欄」又は「着信事業者欄」に「<u>PHS事業者</u>」と記述がある場合には、「発信事業者」欄に記載された<u>PHS事業者</u>から当社の通信路設定伝送機能等に係る区間及び<u>PHS事業者</u>の設備に係る区間を経由して經由事業者若しくは着信事業者に接続する場合又は<u>PHS事業者</u>の設備に係る区間及び当社の通信路設定伝送機能等に係る区間を経由して「<u>着信事業者</u>」欄に記載された<u>PHS事業者</u>に着信する場合があります。</p> <p>ク (略)</p>	
2-1 DSL回線との接続形態別利用者料金請求、網使用料支払事業者等別添1のとおり		2-1 DSL回線との接続形態別利用者料金請求、網使用料支払事業者等別添2のとおり	
2-2 DSL回線以外との接続形態別利用者料金請求、網使用料支払事業者等別添3のとおり		2-2 DSL回線以外との接続形態別利用者料金請求、網使用料支払事業者等別添4のとおり	
		<p>附 則 (平成24年10月26日西設相制第54号)</p> <p>この改正規定は、平成24年10月31日から実施します。</p>	

別添 1

2-1 DSL回線との接続形態別利用者料金請求、網使用料支払事業者等

NO.	第1表		
	発信事業者	経由事業者	着信事業者
21	活用型PHS事業者	当社等 活用型PHS事業者 及び当社等	活用型PHS事業者
22	当社	—	活用型PHS事業者
23	当社	—	活用型PHS事業者

第2表(参考)		第3表	第4表	備考欄
番号	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者	
G1の9-2	(7)(4)以外の区間：活用型PHS事業者 (4)着信事業者欄：2-2表による	(7)(4)以外の区間：活用型PHS事業者 (4)着信事業者欄：2-2表による	—	
G1	活用型PHS事業者	活用型PHS事業者	—	
G1の9-2	(7)(4)以外の区間：活用型PHS事業者 (4)着信事業者欄：2-2表による	(7)(4)以外の区間：活用型PHS事業者 (4)着信事業者欄：2-2表による	—	

別添 2

2-1 DSL回線との接続形態別利用者料金請求、網使用料支払事業者等

NO.	第1表		
	発信事業者	経由事業者	着信事業者
21	PHS事業者	当社等 PHS事業者 及び当社等	PHS事業者
22	当社	—	PHS事業者
23	当社	—	PHS事業者

第2表(参考)		第3表	第4表	備考欄
番号	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者	
G1の9-2	(7) (4)以外の区間：PHS事業者 (4)着信事業者欄：2-2表による	(7) (4)以外の区間：PHS事業者 (4)着信事業者欄：2-2表による	—	
G1	PHS事業者	PHS事業者	—	
G1の9-2	(7) (4)以外の区間：PHS事業者 (4)着信事業者欄：2-2表による	(7) (4)以外の区間：PHS事業者 (4)着信事業者欄：2-2表による	—	

















